別紙５

○消防庁告示第三号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第10　動力消防ポンプ設備の点検の基準	別表第10　［同左］
1　機器点検 次の事項について確認すること。 ［(1)～(3)　略］ (4)　内燃機関 ［ア～カ　略］ キ　吸排気装置 変形、損傷等がなく、機能が正常であること。 (5)　電動機 ア　(4)エ及びカに準じた事項に適合していること。 イ　動力伝達装置の機能が正常であること。 ウ　電動機駆動用蓄電池の充電の残量が指示計に表示されること。 (6)　ポンプ ［ア～エ　略］ (7)　車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 (8)　積載器具 ［ア～オ　略］	1　機器点検 ［同左］ ［(1)～(3)　同左］ (4)　内燃機関 ［ア～カ　同左］ キ　給排気装置 ［同左］ ［新設］ (5)　ポンプ ［ア～エ　同左］ (6)　車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） ［同左］ (7)　積載器具 ［ア～オ　同左］
［2　略］	［2　同左］

別記様式第５　泡消火設備（その３）

泡消火薬剤等 貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽					
	消火薬剤（型式番号）	L（泡第　～　号）				
	圧力計	MPa				
	バルブ類					
泡消火薬剤等 混合装置等	外形					
	薬剤混合装置					
	加圧送液装置					
泡放出口	外形					
	泡放出障害					
	未警戒部分					
流水検知装置・圧力検知装置	バルブ本体等	MPa				
	リターディング・チャンバー					
	圧力スイッチ	設定圧力　作動圧力 MPa　MPa				
	音響警報装置・表示装置					
一斉開放弁（電磁弁を含む。）						
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等					
	開口部の自動閉鎖装置					
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）						
泡放射用器具格納箱等	泡放射用器具格納箱	周囲の状況				
		外形				
		表示				
	ホース・ノズル	外形	ホース　ノズル径 m×　本 mm			
		ホースの耐圧性能				
	ホース接続口					
	開閉弁					
	表示灯					
耐震措置						

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　［同左］

泡消火薬剤等 貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽					
	消火薬剤	L				
	圧力計	MPa				
	バルブ類					
泡消火薬剤等 混合装置等	外形					
	薬剤混合装置					
	加圧送液装置					
泡放出口	外形					
	泡放出障害					
	未警戒部分					
流水検知装置・圧力検知装置	バルブ本体等	MPa				
	リターディング・チャンバー					
	圧力スイッチ	設定圧力　作動圧力 Mpa　MPa				
	音響警報装置・表示装置					
一斉開放弁（電磁弁を含む。）						
防護区画（高発泡を用いる設備に限る。）	区画変更等					
	開口部の自動閉鎖装置					
非常停止装置（高発泡を用いる設備に限る。）						
泡放射用器具格納箱等	泡放射用器具格納箱	周囲の状況				
		外形				
		表示				
	ホース・ノズル	外形	ホース　ノズル径 m×　本 mm			
		ホースの耐圧性能				
	ホース接続口					
	開閉弁					
	表示灯					
耐震措置						

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　泡消火設備（その４）

総合点検								
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
			減圧のための措置					
		発泡倍率等						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		発泡倍率等						
		減圧のための措置						
備考								

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第５　［同左］

総合点検								
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
		減圧のための措置						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		一斉開放弁						
		分布等	低発泡を用いるもの					
			高発泡を用いるもの					
			減圧のための措置					
移動式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置					
			表示・警報等					
			電動機の運転電流	A				
			運転状況					
			減圧のための措置					
		発泡倍率等						
	高架水槽方式等	表示・警報等						
		発泡倍率等						
		減圧のための措置						
備考								

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第10　動力消防ポンプ設備（その１）

動力消防ポンプ設備点検票

名称				防火管理者	
所在				立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	氏名	点検者所属会社	社名　TEL		
			住所		
点検設備名	本体	製造者名			
		型式等			

点検項目				点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検							
周囲の状況等							
水源	貯水槽						
	水量			m³			
	水状						
	給水装置						
吸管投入孔・採水口	周囲の状況						
	吸管投入口						
	採水口	本体					
		開閉弁					
	標識						
内燃機関・電動機	燃料			L			
	潤滑油						
	蓄電池	外形					
		電解液					
		端子電圧		V			
	起動装置						
	動力伝達装置						
	冷却装置	ラジエータ等					
		冷却ファン					
	吸排気装置						
	電動機駆動用蓄電池						
ポンプ	本体						
	真空ポンプ	潤滑剤					
		自動停止スイッチ					
	計器類						
	作動						

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第10　［同左］

動力消防ポンプ設備点検票

名称				防火管理者	
所在				立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	氏名	点検者所属会社	社名　TEL		
			住所		
点検設備名	本体	製造者名			
		型式等			

点検項目				点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検							
周囲の状況等							
水源	貯水槽						
	水量			m³			
	水状						
	給水装置						
吸管投入孔・採水口	周囲の状況						
	吸管投入口						
	採水口	本体					
		開閉弁					
	標識						
内燃機関	燃料			L			
	潤滑油						
	蓄電池	外形					
		電解液					
		端子電圧		V			
	起動装置						
	動力伝達装置						
	冷却装置	ラジエータ等					
		冷却ファン					
	吸排気装置						
ポンプ	本体						
	真空ポンプ	潤滑剤					
		自動停止スイッチ					
	計器類						
	作動						

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第36　特定駐車場用泡消火設備（その３）

減圧のための措置					
配管等	管・管継手				
	支持金具・つり金具				
	バルブ類				
	ろ過装置				
	逃し配管				
	流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）				
	末端試験弁				
	混合装置試験弁				
	標識				
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽				
	消火薬剤（型式番号）	（泡第　～　号）			
	圧力計				
	バルブ類				
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形				
	泡消火薬剤混合装置				
	加圧送液装置				
閉鎖型泡水溶液ヘッド等	外形				
	感知障害				
	放射障害				
	未警戒部分				
	適応性				
開放型泡水溶液ヘッド等	外形				
	放射障害				
	未警戒部分				
感知継手等	外形				
	感知障害				
	未警戒部分				
	適応性				
一斉開放弁（電磁弁等を含む）					

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第36　［同左］

減圧のための措置					
配管等	管・管継手				
	支持金具・つり金具				
	バルブ類				
	ろ過装置				
	逃し配管				
	流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）				
	末端試験弁				
	混合装置試験弁				
	標識				
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽				
	消火薬剤				
	圧力計				
	バルブ類				
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形				
	泡消火薬剤混合装置				
	加圧送液装置				
閉鎖型泡水溶液ヘッド等	外形				
	感知障害				
	放射障害				
	未警戒部分				
	適応性				
開放型泡水溶液ヘッド等	外形				
	放射障害				
	未警戒部分				
感知継手等	外形				
	感知障害				
	未警戒部分				
	適応性				
一斉開放弁（電磁弁等を含む）					

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。